

改善報告書

令和7年6月30日

1. 大学名：第一工科大学

2. 認証評価実施年度：令和4年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：2-1

○航空工学部航空工学科及び工学部機械システム工学科の収容定員充足率が0.7倍未満である点は改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目2-1について

航空工学科においては、R3年度60.4%、R4年度60.4%、R5年度64.6%、R6年度68.6%、R7年度79.0%と着実な改善が進み、R7年度には0.7倍を超える水準に達しております【資料2-1-1】。この改善の背景には、R6年度より入学定員を従来の60名から40名に見直した構造的な対応があり、実態に即した学生募集が可能となったことが要因として挙げられます【資料2-1-2】。

同様に、機械システム工学科においても、R3年度65.0%、R4年度63.0%、R5年度58.5%と低下傾向が続いたことから、R6年度より入学定員を50名から40名に削減し、あわせて教育分野の重点を従来の自動車系からロボット・AI系へと転換いたしました【資料2-1-1】【資料2-1-2】。これに伴いR8年度入学生からは、従来の「ロボット・メカトロニクス分野」「先端交通機械工学分野」の2分野体制を改め、「AIロボット分野」「メカトロデザイン分野」「先端交通機械工学分野」の3分野体制へと再編しており、現在のパンフレットやホームページ等でもその方向性を示し、広報を強化しております【資料2-1-3】。R6年度の充足率は55.8%、R7年度は58.9%と依然として基準値には届いておりませんが、充足率は回復傾向にあり、新たな学科方針が徐々に浸透し始めている状況です。さらにR9年度には、すべての学年において入学定員40名体制が揃い、収容定員の母数が適正化されることにより、定員充足率の一層の改善が見込まれます。また、ロボットやAI分野に対する高校生の関心が高まっていることもあり、志願者数の増加も期待されます。R9年度には、全学年が新体制下に移行することにより、収容定員充足率は0.7倍を超える水準に到達する見通しです。

このように、両学科においては入学定員の見直しと教育内容の転換を通じて、課題の改善に着実に取り組んでおります。航空工学科ではすでに指摘事項は解消されており、機械システム工学科においても中期的に改善の達成が見込まれます。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目2-1の資料

- ・【資料2-1-1】各学科充足率等推移
- ・【資料2-1-2】学科別募集人員（学生募集要項抜粋）
- ・【資料2-1-3】機械システム工学科分野（パンフレット抜粋）

改善報告書

令和 7 年 6 月 30 日

1. 大学名：第一工科大学

2. 認証評価実施年度：令和 4 年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1

○入試判定結果が教授会での審議を経ていない点について、学則第 8 条の規定のとおり運用されていないため改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目 4-1 について

上記指摘を受け、本学では学則に基づく教授会の機能が適正に運用されるよう、教授会の審議体制の明確化を図るため、「第一工科大学教授会規程」の改正を行いました。具体的には、第 9 条第 1 項において、教授会は学長の承認を得て、教授会に属する教授の一部をもつて「専門委員会」を置くことができる旨を新設し、第 2 項で「教授会は、専門委員会の議をもつて、教授会の議とすることができる」と明記しました。さらに第 3 項において、教授会の専門委員会として入試委員会を置くことで、入試判定結果の審議を教授会として適正に実施できる体制としました。【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 4-1 の資料

- ・【資料 4-1-1】第一工科大学教授会規程
- ・【資料 4-1-2】各種会議体組織図

改善報告書

令和 7 年 6 月 30 日

1. 大学名：第一工科大学

2. 認証評価実施年度：令和 4 年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：5-3

○事業に関する中期計画の策定については、私立学校法第 42 条及び寄附行為第 20 条（諮問事項）において、評議員会での意見を聴いた上で行うこととなっているため、これを遵守するよう改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目 5-3 について

本法人では、令和 2 年度から令和 6 年度にかけて、法人全体（すべての設置校を含む）の経営改善計画（いわゆる中期計画）を策定しており、毎年度見直しを行ったうえで、評議員会において意見を聴取しています【資料 5-3-1】【資料 5-3-2】。この計画は、すべての設置校の計画を網羅しており、毎年 6 月下旬に文部科学省へ提出しています。これにより、私立学校法第 42 条および寄附行為第 20 条に基づく手続きを適切に実施しています。

また、令和 4 年度当時に、大学側が教学マネジメントの一環として独自に策定した中期の方針の資料が存在しており、これが法人の中期計画と誤認された可能性がありました。こうした混同を防ぐため、今後、法人での公式の経営中期計画を一本化すべく、ご指摘を受けました大学独自の経営計画を令和 7 年 6 月 26 日付の評議員会において、新規中期経営計画に発展的統合をしました【資料 5-3-3】。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 5-3 の資料

- ・【資料 5-3-1】評議員会議事録（令和 5 年 6 月 27 日）
- ・【資料 5-3-2】評議員会議事録（令和 6 年 6 月 21 日）
- ・【資料 5-3-3】評議員会議事録（令和 7 年 6 月 26 日）

※大学が独自に作成した教学マネジメント資料は、法人の中期事業計画とは性質が異なるため、エビデンス一覧には含めておりません。

改善報告書

令和 7 年 6 月 30 日

1. 大学名：第一工科大学

2. 認証評価実施年度：令和 4 年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：6-3

○教授会において入学試験の合否判定をしていないこと、中期計画の策定に当たり評議員会の意見を聴いていないことなどの改善を要する点の指摘があり、内部質保証システムの機能性に課題があると認められるため、改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目 6-3 について

教授会における入学試験の合否判定については、当該指摘を受けて「第一工科大学教授会規程」を改正し、教授会に属する専門委員会として入試委員会を位置付けました。改正後の第 9 条第 2 項において、教授会は専門委員会の議をもって教授会の議とすることができる旨を明記し、さらに第 9 条第 3 項では、入学に関する審議の一部を入試委員会に付託できることを明文化いたしました。これにより、入試委員会での審議・決定結果を教授会の審議結果として取り扱う運用を実施しております【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】。

また、中期計画の策定に際して評議員会の意見を聴いていないとの指摘については、法人として令和 2 年度から令和 6 年度にかけて、設置校全体を対象とした経営改善計画（中期計画）を毎年度策定・見直しており、その都度、評議員会において意見を聴取しております【資料 5-3-1】【資料 5-3-2】。令和 4 年度当時、大学側において教学マネジメントの一環として策定された独自資料が存在しており、これが法人の中期事業計画と誤認された可能性がありました。こうした混同を防ぐため、今後、法人での公式の経営中期計画を一本化すべく、ご指摘を受けました大学独自の経営計画を令和 7 年 6 月 26 日付の評議員会において、新規中期経営計画に発展的統合をさせていただきました【資料 5-3-3】。

以上のように、これらの指摘については、制度面および運用面において必要な対応を講じ、内部質保証システムの機能性を確保する体制を整備いたしました。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 6-3 の資料

- ・【資料 4-1-1】第一工科大学教授会規程
- ・【資料 4-1-2】各種会議体組織図
- ・【資料 5-3-1】評議員会議事録（令和 5 年 6 月 27 日）
- ・【資料 5-3-2】評議員会議事録（令和 6 年 6 月 21 日）
- ・【資料 5-3-3】評議員会議事録（令和 7 年 6 月 26 日）